

令和元年 第11回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和元年11月5日(火) 13時30分

2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 501会議室

3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	川本 英治	2	欠席	3	欠席
4	樋田 都	5	森 博文	6	河野 誠子
7	矢野 彰	8	正本 勝彦	9	鎌田 長和
10	松良 公人	11	欠席	12	長岡 由紀
13	萩森 敏久	14	二宮 政明	15	若松 勲
16	欠席	17	土居 敬幸	18	清水 稔
19	柴田 紳一郎				

○出席職員

事務局長 菊地 一彦

事務局次長 西村 真徳

事務局 阿部 真土、新田 温乃

○欠席委員

2番 木下 弘一、3番 岡 善男、11番 大本 定一、

16番 橋岡 武志

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第52号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件

議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について 1件

議案第54号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認

	について（所有権移転）	6件
議案第55号	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認 について（利用権設定）	5件
議案第56号	租税特別措置法の規定における適格者証明について	1件
報告第9号	農地法第18条第6項の規定による届出等について	3件
追加議案第57号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について	2件

第4 協議・連絡事項

- ・農業委員会新年会の開催について
- ・令和元年度東京市場及び流通調査視察研修について
- ・令和元年第12回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和元年第11回八幡浜市農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は19名中16名で、総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、「2番、木下 弘一委員」、「3番、岡 善男委員」、「11番、大本 定一委員」の3名です。

遅延委員は、「16番、橋岡 武志委員」です。

それでは、二宮会長から招集のご挨拶を申し上げます。

（二宮会長挨拶）

議長 それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

（異議なし）

議長 それでは議事録署名人に「4番、樋田 都委員」、「5番、森 博文委員」を指名します。

議長 それでは付議案件に入ります。
議案第52号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程致します。

番号31、事務局の説明を求めます。

事務局

それでは議案第 52 号、番号 31 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「240 m²」、外 1 筆、計「246.39 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「遠方に居住しており管理できないので譲渡したい」。

譲受人は、「申請地の近隣に畑を所有しているので、取得してみかんを作りたい」であります。

譲受人の経営面積「84.8a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議長

地元委員の説明を求めます。

13 番

31 番を説明いたします。

この園地は、ちょうど〇〇〇〇の下の方にある「〇〇〇〇」になります。

譲渡人の「〇〇〇〇」さんは現在「〇〇〇〇」の方において園地の管理ができないということで、荒らすわけにもいけないので、「〇〇〇〇」さん、この人は〇〇〇〇の職員だったんですが定年退職しまして、現在は農業の方頑張っておられますので、問題はないと思いますのでよろしくお願いします。

議長

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

議長

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 32、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは番号 32 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「850 m²」、外 1 筆、計「1,032 m²」、3 条無償移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

申請事由としては、譲渡人は、「農業後継者もなく、農作業も十分にできないので贈与する」。

譲受人は、「自宅の近くで耕作に便利のため譲り受ける」であります。

譲受人の経営面積「213.2a」。

本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、下限面積に関する要件、また貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 8 番 32 番を説明させていただきます。

譲渡人「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」。譲受人「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」。この農地は「〇〇〇〇」さんの旦那さんが一昨年亡くなりまして、「〇〇〇〇」さんが譲り受けたようです。「〇〇〇〇」さんのところの自宅のちょうど前の土地であって、このままにしていると雑木も生えたりする感じになりますので、「〇〇〇〇」さんが作るようになりました。

よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ

いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、議案第 53 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について」。
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案第 53 号、番号 6 について説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「2,514 m²のうち 148.76 m²」、所有権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇です。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、〇〇〇〇です。
転用目的「露天駐車場用地」、転用理由「県営砂防施設整備事業により、障害福祉施設の駐車場が県に収用されるため、施設に隣接する申請地を取得して、代替駐車場を整備したい」とのことです。
参考資料の 1 ページ、位地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇の隣接地で、〇〇〇〇からおおむね 500m 以内に位置していることから、申請地の農地区分は、農地法の運用通知により市街化が見込まれる区域内にある農地に該当するため、第 2 種農地となります。この第 2 種農地の転用は、同通知により、申請地周辺に他に適地がないと認められる場合、許可をすることができることから、本案件は特段問題がなければ許可できるものと考えます。
また、別添の参考資料の 2 ページから 4 ページに、地番地目図、及び土地利用計画図等を掲載しておりますので、ご確認ください。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4 番 ただいまの案件ですが、事務局が説明していただきましたように、〇〇〇〇の隣接でございます。〇〇〇〇、知っておられますか、ど

らなのか。〇〇〇〇、それから〇〇〇〇に行く橋を渡った左にずっと進んでいった場所に、平成 14 年 4 月に八幡浜市が開設した、障害を持っている人たちのために自立ができる支援ということで作った福祉施設であります。

今回 7 月の豪雨災害で、〇〇〇〇は土砂崩れのために大変大きな災害を受けました。やはりあの今回個々の場所は、県が砂防ということで、とにかく住民を守るということで、土砂災害を受けたところへ砂防施設を作って整備事業を実施したいということで、申し出がありました。

その中でなぜこの土地なのかというと、その中へ利用させていただくために、この場所にあった〇〇〇〇の駐車場を使うということになりました。使うことになりましたら代替が必要ということで、一番最後にありますように、四台ここに停めたいということの要望がありまして、この四台を作るために「〇〇〇〇」さんから購入させていただきまして、「〇〇〇〇」はそれを受けて、市民の住民の生活であり財産であり生命を守るために、この砂防ダムを許可したいということでもあります。

金額は「〇〇〇〇」ですが、すべて「〇〇〇〇」からの収入ということで、整備工事費が「〇〇〇〇」、土地取得費が「〇〇〇〇」ということで、「〇〇〇〇」との話ができておりますので、この許可をお願いします。

以上です。

議 長 　　ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」。

番号 53、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第 54 号、番号 53 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「561 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「461.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

7 番 「〇〇〇〇」さん、この土地につきましては「〇〇〇〇」さんのお父さん「〇〇〇〇」さんの時に、農道とクレーン施設を「〇〇〇〇」さんが払って、この土地を荒らすわけにはいかんということで、作られていた土地です。もう 20 年以上作られておりますが、「〇〇〇〇」さんが高齢で財産を少しでも処分しておきたいということで、「〇〇〇〇」さんが買うことになりました。お父さん元気で頑張っておりますので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 54・55 を、一括して事務局の説明を求めます。

事務局 番号 54・55 を一括して説明します。
番号 54。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「383 m²」。
所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「192.6 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 55 番。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「738 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「126.5 a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

1 2 番 54 番、55 番の説明をいたします。

「〇〇〇〇」さんという方は〇〇〇〇をされとった方で、ちょっと財産の方はたぶん多いと思うので、「〇〇〇〇」の方に財産の相続の管理をしていただいているみたいです。

それで、奥さんはまだ元気で生きておられるんですけど、高齢でちょっと管理の方ができないということで、「〇〇〇〇」さん、まだ「〇〇〇〇」の方で、息子も今就農して二年目ということで、二人で頑張っておりますので、この点は間違いはないと思います。

そして 55 番。これも「〇〇〇〇」さん、息子が「〇〇〇〇」くんと言って、まだ〇〇〇〇の息子もおりますし、この点も間違いはないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、56 番から 58 番まで、一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 56 から 58 までを一括して説明します。

番号 56。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「167

m²」、外 3 筆、計「2,326 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「0 a」、
売買価格「〇〇〇〇」。

「〇〇〇〇」の経営面積は 0a となっておりますが、父「〇〇〇〇」
の農地約 16a を耕作しているほか、この度議案第 54 号 56 番の売買及
び議案第 55 号 207 番から 209 番にて農地を借り受けることで、川之
石の下限面積 50a を満たすため、問題はありません。

番号 57 番。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「42
m²」、外 8 筆、計「2,589 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「247.1
a」、売買価格「〇〇〇〇」。

番号 58 番。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「215
m²」、外 7 筆、計「5,923 m²」。

所有権を移転する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

所有権の移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「202.1
a」、売買価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 番号 56 から 58 について、地元委員が来られておりませんが、伝言
がありましたので、事務局よりその内容を報告させたいと思いますが、
ご異議ございませんか。

委 員 (異議なし)

議 長 それでは、事務局お願いします。

事 務 局 報告いたします。

こちらの売買につきまして、所有者である「〇〇〇〇」さんは遠方
に居住しており管理ができないため手放したいとのことから、以前よ
り耕作していた「〇〇〇〇」さん「〇〇〇〇」の方、「〇〇〇〇」さ
ん「〇〇〇〇」の方、「〇〇〇〇」さん「〇〇〇〇」の方との売買の
話になったということです。

以上です。

議 長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することと致します。
- 議長 続きまして、議案第 54 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「利用権貸借」。
番号 205、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第 55 号、番号 205 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「1,177 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「70.4 a」、期間は「4 年 3 か月」。
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 1 番 「〇〇〇〇」さんは親父さんが一応ずっと経営しよるんですが、親父さん曰く「早く相続しすぎた」と言いよりましたが。で、この子若いときはおったんですが今は「〇〇〇〇」、ちょっと事情がありまして。
「〇〇〇〇」さんはもともと「〇〇〇〇」なんですが、「〇〇〇〇」に小作に出て、だんだん「〇〇〇〇」の分を増やしていきよるんです。こないだ、前の「〇〇〇〇」さんのとこかな。あれを 2 反ほど離しましたんで、その追加やなかろうかと思いますが、経営状態は大抵いいと思いますので、お願いします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 206、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 206 を説明します。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「889 m²」、外 1 筆、計「2,219 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、こちらは農地中間管理機構を利用した貸借です。期間は「20 年 2 か月」。
以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

5 番 失礼いたします。

「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」で、お父さんと一緒にみかんを作っておりましたが、お父さんが亡くなられて、本人がしよったんですが、最近荒れかかっていた、この土地が。それで中間管理機構へ預けるように手続きをされました。

そして受ける方は、来年 4 月からになるんですが、「〇〇〇〇」さんといって、〇〇〇〇の技術員をされよった方が、来年 4 月から引き受けるようになりました。

そしてこの土地は、前回「〇〇〇〇」さんて農業委員さんだった方の山の隣りでございます。「〇〇〇〇」さんの山が 8 反くらい「〇〇〇〇」さんが現在作っております。その隣の山で、「〇〇〇〇」さんもたぶん親戚関係になると思いますが、繋がっておりますので、かなりいい条件の山が繋がったという状況ですので、よろしく願いいたします。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することと致します。

議長 続きまして、番号 207 から 209 まで、事務局の説明を求めます。

事務局 それでは番号 207 から 209 まで、一括して説明します。
番号 207。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「905 m²」、新規の賃貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間は「19 年 5 か月」。

番号 208。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「314 m²」、外 1 筆、計「687 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間は「19 年 5 か月」。

番号 209。農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「319 m²」、外 1 筆、計「718 m²」、新規の使用貸借です。
利用権を設定する者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
利用権の設定を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、期間は「19 年 5 か月」。
以上です。

議長 先ほど同様、地元委員からの伝言を事務局から報告させます。

事務局 報告します。
こちらの 3 件につきましては、「〇〇〇〇」さんが以前より口約束にて耕作していたものですが、今回「〇〇〇〇」さんの農地を購入するにあたり、下限面積として必要なため、正式に契約を結ぶこととなりました。
以上です。

議 長 　　ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 　　(意見、質問等なし)

議 長 　　ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 　　(異議なく承認)

議 長 　　それでは承認することと致します。

議 長 　　続きまして、議案第 56 号、「租税特別措置法の規定における適格者証明について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局

まず、相続税の納税猶予制度について説明します。

相続税納税猶予制度は、相続人が農地を相続し、その農地において農業を継続する場合、相続税額の納税を猶予する特例制度です。相続発生により、農地の相続納税猶予を新規に受ける際に、農業委員会の証明が必要となります。

それでは、議案第 56 号番号 1 について説明します。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「468 m²」、外 11 筆、計「13,821 m²」。

被相続人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

相続人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、経営面積「272.2a」。

申請事由「相続税納税猶予の適用を新規に受けるため、相続人が適格者であることの証明を農業委員会に求めるもの」であります。

以上です。

議 長 　　地元委員の説明を求めます。

5 番

「〇〇〇〇」さんは、今年の 5 月に「〇〇〇〇」で亡くなりました。そして息子さんの「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」。以前は庭園業とみかん造りと一緒にやられておったんですが、最近はみかんオンリーで一生懸命土地や畑を集めてやっております。そしてあの、息子さんも、今年「〇〇〇〇」の長男の方が戻ってこられて、嫁さんと子供もつれて、入れ替わるようにお父さんが亡くなったというようでございます。

地元では大変優秀に熱心にやられておりますので、よろしく願い
いたします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ
いませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、報告第 9 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出
等について」、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第 9 号について説明します。
番号 45、農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「246
㎡」、外 5 筆、計「2,973 ㎡」。
賃貸人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
賃借人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。
解約の理由「売買契約を締結するため」であります。
以降については説明を省略します。
以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 追加議案がありますので、議案第 57 号「農地法第 5 条第 1 項の規
定による許可申請に対する意見について」。
事務局お願いします。

事 務 局 それでは議案第 57 号第 7 番をご説明いたします。
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「44 ㎡」、所有
権移転です。
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「中古住宅販売」、転用理由「不動産会社が事業の一環として保内町宮内地区において、申請地及び中古住宅を取得し、リフォームを行ったうえで第三者に売却する中古住宅販売事業を行いたい」とのことです。

追加議案の参考資料の1ページの位置図をご覧ください。申請地は「〇〇〇〇」の近くに位置しており、都市計画用途地域の近隣商業地域にあたります。このことからこの農地の農地区分は、農地法の運用通知により都市計画法に規定する用途地域内農地に該当するため、第3種農地となります。この第3種農地の転用は、同通知により、原則許可をすることができることから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農状況の支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

ただ、この土地につきましては、違反転用となっておりましたので、農地部会において審議しております。

参考資料2ページから4ページまでに、地番地目図、平面図等を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議長 農地部会で審議していますので、部会長の説明を求めます。

13番 先程、農地部会の方でこの案件について協議をいたしました。

まず、「〇〇〇〇」さん、亡くなられておりますが、平成4年に農地の一部を利用して、農地法を知らずに利用して家を建てたと。で、「〇〇〇〇」さん亡くなられて、「〇〇〇〇」さんが相続をしましたが、その相続分を管理でないということで「〇〇〇〇」が購入いたしまして、境界など確認していたら、農地が一部にかかっていたということで出てきた案件です。

農地部会では、仕方ないなということで許可がいいのかなという結論に達しましたので、よろしくをお願いします。

議長 ただいま農地部会長より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして、番号 8 について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第 57 号第 8 番をご説明いたします。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「417 m²」、所有権移転です。

譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」です。

転用目的「住宅及び農業用倉庫用地」、転用理由「平成 30 年 7 月豪雨災害により自宅を失い、現在市営住宅に住んでいるが、農作業を行うにあたり不便を感じているため、利便性の良い申請地を譲り受けて、住宅及び農業用倉庫を建築したい」とのことです。

追加議案の参考資料の 5 ページの位置図をご覧ください。申請地は「〇〇〇〇」の近くに位置しております。この土地は、概ね 10ha 以上の規模の一段の農地の区域内にあることから、農地区分は、第 1 種農地となり、転用は原則不許可となります。ただし、農地法の運用通知の例外規定により、「集落に接続して住宅を設置するため」に該当することから、本案件は、転用の確実性や周辺の営農状況の支障等に特段問題がなければ、許可できるものと考えます。

なお、この案件につきましては、3,000 m²以下の優良農地及び短期転用に該当するため、農地部会において審議しております。

本会議においてご審議いただき、適当と認めていただきましたら、今月の 26 日に予定されております、県農業会議の常設審議委員会に意見を求め、その後県に進達する運びとなります。

参考資料 6 ページから 8 ページまでに、地番地目図、平面図等を掲載しておりますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 農地部会で審議していますので、部会長の説明を求めます。

1 3 番 この案件も、先程、農地部会の方でこの案件について協議をいたしました。

去年の豪雨災害で、自宅・倉庫が流されて、現在はアパートに生活されております。で、安定した生活を送りたいということで、倉庫と土地、家を建てたいということでいろいろ探していましたが、持ち主

の「〇〇〇〇」さんの土地が場所的にもいいということで、ここをお願いしたらどうかというので、売買の運びになっています。

この土地、今年の7月に売買があつて、短期転用でちょっと問題にはなるんですけど、災害の件もありますし、農地部会ではいいんではないかなという結論に達しましたので、よろしくをお願いします。

議 長 私の実家の近くなんですが、一年近くでもう市営のアパートも出ないといけないという条件があるそうで、「〇〇〇〇」さん、4年ほど前に〇〇〇〇で病気されて手術されて、しゃべるのはかなりきついですが、息子さんもおられて頑張って農業の方もされておりますので、短期転用ということで、県の方で問題にはなろうかと思いますが、私も常設の方へ行ったときにはまた、こういった点も含めて説明をさせていただこうかなという風に思っております。

議 長 ただいま説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することと致します。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長 それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会 14時10分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和元年11月5日

会 長 二宮 政明

議事録署名人

樋田 都

議事録署名人

森 博文